

令和7年4月1日以降の新型コロナウイルスへの対応について（病院・臨床実習生）

（1）岡山大学病院で実習を行うにあたっての基本的注意事項

1. 実習開始初日に「見学者・研修生チェックシート」に記入して、所属部署の担当者（以下、担当者）に提出する。
2. 病院内では常時マスク（不織布）を着用し、必要時には手指消毒を励行する。
3. 毎日、自身の体調をチェックする。
4. 37.5 度以上（あるいは、平熱より 1.0 度以上）の発熱、頭痛、咽頭痛、咳嗽、鼻水、倦怠感、嘔吐、下痢など普段の体調と異なることがあれば、必ず、担当者に連絡し、岡山大学病院を含む鹿田地区に入らずに、自宅にて療養する。
5. 実習生も、岡山大学病院の職員に適用されている規範や規則を順守する。

（2）新型コロナウイルス感染症と診断された場合【罹患時】

1. まず、新型コロナウイルス感染症と診断されたことを所属部署の担当者に報告して、必要な指示を受ける。
2. 実習停止期間は、次のとおりである。
発症日を 0 日目として、5 日間を経過し、かつ、解熱した（解熱剤を使用せずに 37.0 度未満または普段の体温まで低下）後 2 日間を経過するまで。
（例：4 月 10 日午後 8 時に発症して発熱が継続していたが、14 日午前 10 時に解熱した場合、16 日午後 12 時まで自宅療養とする）

（3）新型コロナウイルス感染者と濃厚に接触していた場合【濃厚接触時】

- ※ 濃厚接触とは、どちらかマスクなしで 15 分以上、1 m 以内の距離で話をした場合、短時間であっても広範囲に身体接触のあった場合などの状況である。
1. 実習停止や自宅待機の対象にならない。
 2. まず、新型コロナウイルス感染者と濃厚接触したことを担当者に報告して、必要な指示を受ける。
 3. 家族や周辺の者が体調不良を呈している間は、普段より厳格に感染対策を行う。
（例：数日間は、他者との接触を必要最小限にとどめる）
 4. 家族や周辺の者が体調不良を呈している間は、マスクを着用できない患者さんに対して 15 分以上の接触にならないよう、実習内容を調整してもらう。（例：代替課題を与えてもらう）
 5. 発熱、頭痛、咽頭痛などの症状を呈した場合、新型コロナウイルス感染症関連検査を受けて（厚生労働省に承認された迅速キットを用いて、自身で検査するのも可）、その結果を担当者に報告する。

感染制御部作成（2025 年 4 月 1 日）